

2023 年 1 月作成

テキスト写真集

2023 年 1 月末

23 目標セミナー登壇者

テキストの活用例/

企業法論文式本試験答案構成等

No 論文合格時の状況

- 1 庄司さん(社会人→専念、短答リスタート 58)
- 2 古川さん(大 4 初年度 58)
- 3 城さん(大 3 初年度 58) 関西各校舎チューター
- 4 氏田さん(大 4 初年度 58)
- 5 馬場さん(大 4 初年度 58)
- 6 有村さん(卒 1 短答リスタート 58)
- 7 野方さん(大 4 初年度 58)
- 8 小澤さん (大4 立川校 1 2→8月合格)
- 9 清水さん (大3 新宿校他 1 2→8月合格) 新宿校・横浜校チューター

1 庄司さん(社会人→専念、短答リスタート 58) 1/23・1/27 Q&A・1/29 水道橋

付箋の使用

時間が限られるため、分かっている部分を慎重に読み過ぎたり、タイムロスが起きないようにするため、分かっていない部分などすぐに見返せるように、付箋を活用していました。

企業法テキストでは、論点のページにだけ緑の付箋・理解不足の論点には青の付箋を貼り、論点を検索したいときには緑だけを周回したり、理解不足の論点を詰めたいときには青だけ周回したりしました。

各教科とも、4月頭までにどうしても覚えが甘い部分を見つけて付箋を貼ってお

いて、回転期に重点的に回せるようにしました。

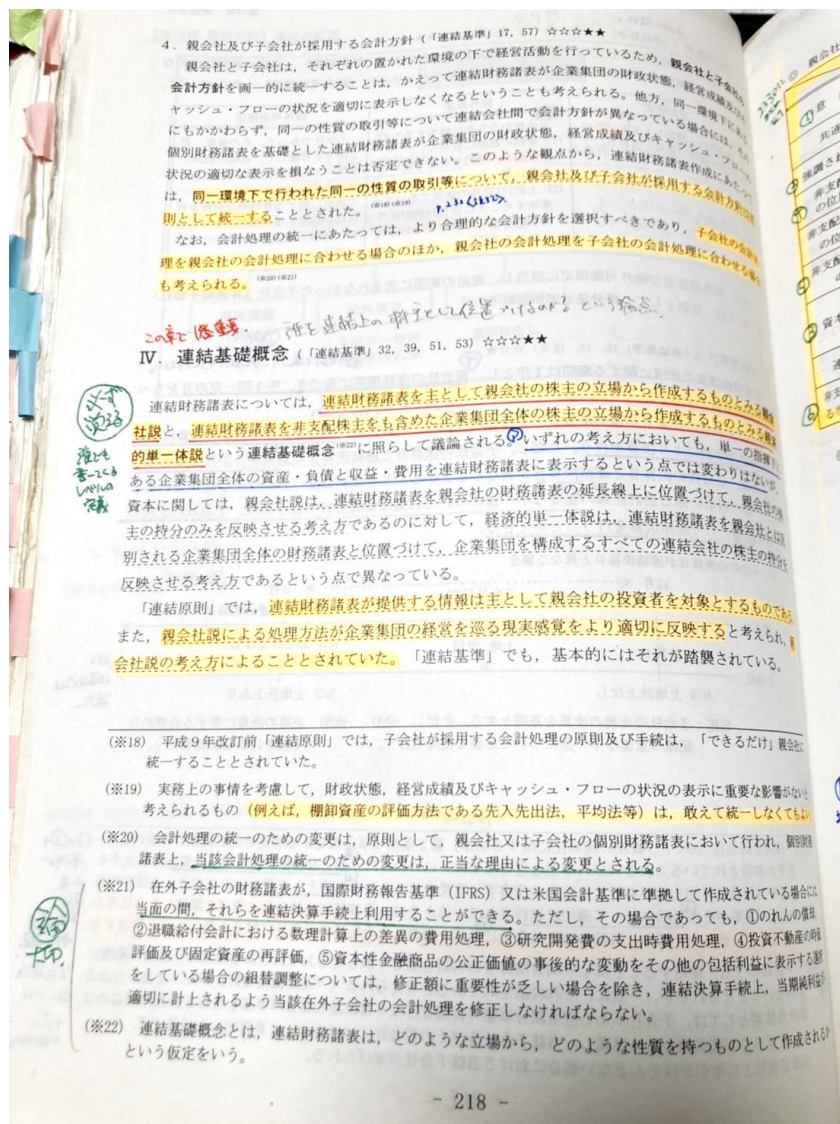
マーカー・ペンの色の意味

赤：最重要、暗記すべきポイント

青：答練などのミス反映箇所

緑：単なる強調に使う色

橙：講義中ラインマーカーと言われた箇所



実際の本試験問題 答案構成

令和 4 年論文式企業法

200%は17全社の有価証券。
Bは11
通法に代表(2...)
OKだ3うと...と

取(B) B C DE
A B

原則: 株主決議
但し、本件では株主決議 = 株主決議有効?
株主決議がない。 → バンクは50%
⇒ Bは有効な決議あり。
唯一の株主である。
⇒ この場合、株主決議がない。
→ 有価証券に代表する。

由2: 損害賠償 → 33% 減 (125%)
0: 株主決議 → 正当な理由はない。
3: (株主・利益を代表?) → 株主内容の法令違反。
0: 625% 2連の株主等バ...のみ

M4-11

2 古川さん(大 4 初年度 58) 1/23 Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム 9-11 時

マーカー・ペンの色の意味

財理は基本的にペンは黄色マーカーのみで、その部分を覚えていくようにしました。また赤星マークなどは重要な論点や覚えにくい論点として目につくようにしてました。緑で欄外に書いてるものは、その文字を見て論点と言えるかどうかを確かめるために書いてます。

また、税効果のような難しい論点は図を書いたり、テキスト本文で繰延法と資産負債法の両者がどこが違うのかははっきり分かるように強調したりしていました。

② 税効果会計の方法の検討

従来より我が国では、未実現損益が発生した連結会社と一時差異の対象となった資産を保有する連結会社が異なるという特殊性を考慮し、かつ、従来からの実務慣行を勘案し、資産負債法の例外として繰延法が採用されてきた。しかし、国際財務報告基準（IFRS）や米国基準においては基本的に資産負債法が採用されているため、国際的な会計基準との整合性の観点から、我が国も資産負債法に変更すべきとの意見もあり、検討が行われた。

その結果、資産負債法に変更する場合、連結決算手続上、購入側の企業で繰延税金資産の回収可能性を検討する必要があることにより、企業によっては多大なコストが生じる可能性がある等の意見を踏まえ、我が国では繰延法の採用を継続することとされた。

なお、繰延法と資産負債法の論拠は、それぞれ次のとおりと考えられる。

	繰延法	資産負債法
論 拠	未実現利益を消去する時に当該利益に対して納付した税金相当額を繰延税金資産として計上し税金費用を消去することにより、実際に税金を納付した時点において利益と税金費用が対応する。	未実現利益が実現した時に当該利益に対して納付すると仮定した場合の税金相当額を税金費用として計上することにより、実際に資産が売却された時点において利益と税金費用が対応する。

繰延税効果

会計と税に差異あり
800
1,000
1,000
1,300

繰延利益の税効果
800
1,000
1,000
1,300

361

企業法

赤色太マーカーが論点、赤細マーカーが覚える条文です。

基本的に要件がすぐに覚えられるように、何個要件があるのか、を覚えたりしました。緑マーカーは趣旨で、そこを覚えるようにしていました。黄色マーカーは、短答でも見たいと思ったところに引いていました。

取締役の義務

3. 競業取引の制限（競業禁止義務）（356 条 1 項 1 号、365 条）

(1) 競業取引の制限の概要

- (7) 取締役が自己または第三者のために会社の事業の部類に属する取引をしようとする場合は、当該取締役は、当該取引につき重要な事実を開示して、株主総会の承認（取締役会設置会社では取締役会の承認）を受けなければならない（356 条 1 項 1 号、365 条 1 項）。
- (4) 取締役会設置会社では、競業取引をした取締役は、当該取引について取締役会の承認を得たか否かにかかわらず、当該取引後遅滞なく、当該取引についての重要な事実を取締役会に報告しなければならない（365 条 2 項）。



<取締役 A>

原則として競業取引は禁止されるが、会社の承認があればその禁止が解除される（取締役は競業取引ができる）。その意味で、本条は競業禁止義務を定めている規定といえる。

取締役会非設置会社では、株主総会の普通決議による承認でよい（309 条 1 項）。

取締役の競業取引を認める要請は、次の利益相反取引と違い、それほど高くはないと思われる。ただ、取締役の競業取引により市場が活性化する等の効果もありえるから、会社の承認を条件にこれを認めた。

競業取引についての会社の承認には取締役の競業禁止義務を免除する効果はない。したがって、たとえ会社の承認を得た場合でも、競業取引によって会社に損害が生じたときは、取締役に任務懈怠があれば、取締役は 423 条 1 項の会社に対する損害賠償責任を負う。

競業取引による取締役の責任については後述する。

(2) 競業取引の制限の趣旨

取締役に競業禁止義務を課して競業取引を制限したのは、取締役の競業取引を放任すれば、会社は取引機会や得意先を奪取され、重大な不利益を被るおそれがあるので、これを防止し会社の利益を保護するためである。

(3) 競業取引規制の要件

356 条 1 項 1 号が規制しているのは、(7) 「取締役」が(4) 「自己又は第三者のために」(7) 「会社の事業の部類に属する取引」をしようとする場合である。

(7) 「取締役」

法律上の取締役、すなわち、株主総会において取締役として選任されている者である。

私は企業の勉強は主にテキストベースで要件を条文からピックアップできるかをまず重視していました。

また、重要論点の基礎問題は大体答案の書き方がワンパターンだとわかったので、自分で答案のテンプレを覚えていました。

その際に、429 条などはどう書けばわからなかったのも、そういう時に論文問題集を使っていました。

租税法

基本的には三田先生の言われた通りマーカーを引いたり、メモしたりしていました。付箋の意味は本試験当日に見たいと思ったページに貼っていました。

テキストの 1 番左上にある「アク②」は、この論点が答練のどこで出たかを把握できるようにして、答練の問題にすぐに戻れるようリファレンスを振っていました。また、主にミスノートなどは作っておらず、基本的にアクセスや基礎答練などが完璧に解けるまで復習していました。また、その中でも所得税の譲渡所得など覚えにくい論点は、その論点がまとまっていてそれだけやれば完璧だと思う問題はすぐにできるように付箋でわかりやすくしていました。

XI. 中小企業者等の少額減価償却資産の損金算入

79② 1. 意義
中小企業者等については取得価額が10万円以上30万円未満の減価償却資産について、取得価額全額の損金算入が認められる。

2. 適用要件
次の要件を満たした場合には、その減価償却資産の取得価額相当額を一時に損金の額に算入することができる。

(1) 適用法人：青色申告書を提出する中小企業者又は農業協同組合等で、常時使用する従業員数が 500人以下の法人（中小企業者等）
(2) 適用要件：取得価額10万円以上30万円未満の減価償却資産を事業の用に供すること
(3) 経理要件：取得価額相当額を事業供用事業年度に損金経理すること
(4) 限度額：事業年度あたり以下の金額に達するまでの取得価額の合計額

$$300万円 \times \frac{\text{その事業年度の月数}}{12}$$

(注) 中小企業者
期末資本金 1 億円以下の法人のうち一定の法人をいう（詳細は章末の補論参照）。

3. 取得価額30万円未満の減価償却資産まとめ

IX. ～XI. をまとめると、以下のとおりである。

取得価額	中小企業者等 (資本金 1 億円以下、従業員 500 人以下)	中小企業者等以外
30万円未満	全額損金算入 (年300万まで)	通常償却
20万円未満	全額損金算入 (年300万まで)	一括償却 or 通常償却
10万円未満	全額損金算入	全額損金算入

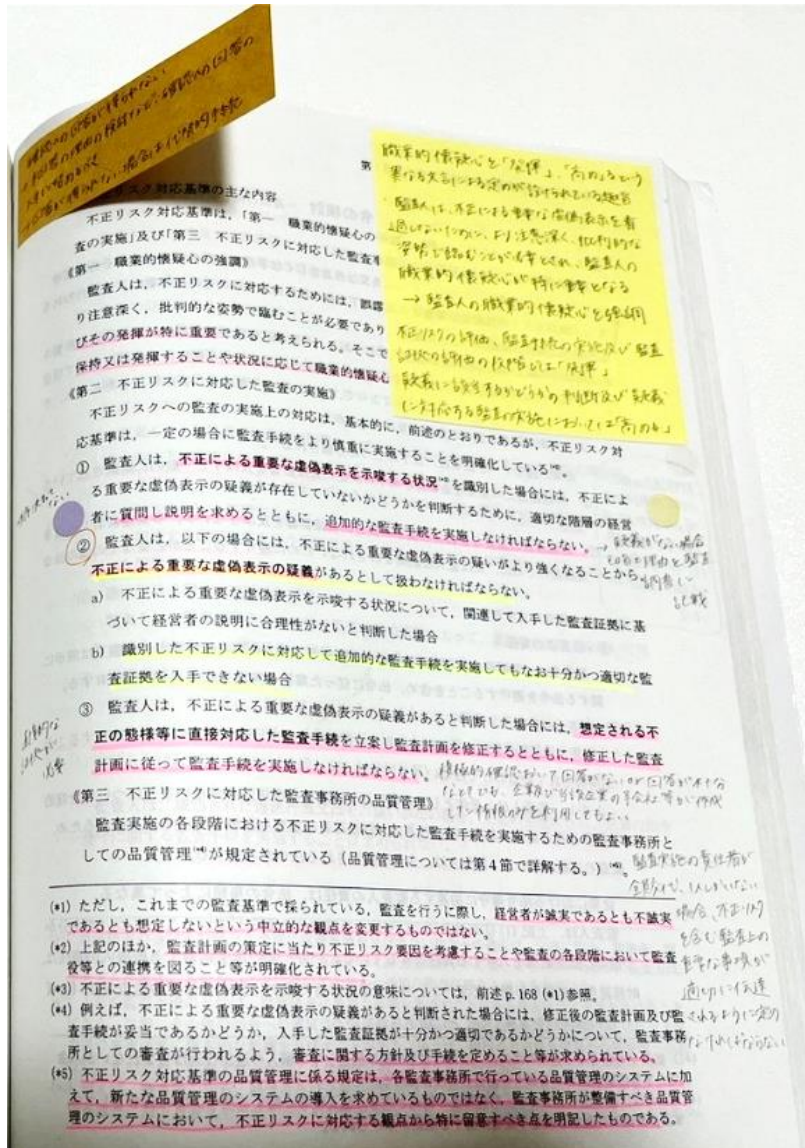
複製少額減価償却資産
10万円30万円を超えれば
Aの損金算入は一括、通常償却

- 70 -

3 城さん(大3 初年度 58)

1/23 Q&A ・ 2/4(土)zoom 質問ルーム 9-11 時※関西各校舎でチューター従事

私は答練で得た知識を全てテキストに一元化していったので、テキストを見るだけで答練の復習もすることが出来て効率的でした。



マーカー・ペンの
色の意味

ピンクで重要な
単語や覚えたいと
ころ、

オレンジで原
則、

水色で例外、紫
で趣旨や理由、黄
色で 12 月短答の
模試で出題された
ところというよう
に色分けしていま
した。

12 月短答まで
は基本色分けして
おらず、大事だと
思うところをひた
すらピンクの下線
を引いていまし
た。その結果、分
かりにくいテキス
トになってしまっ
たので、それ以降
は色分けするよう
にしました。

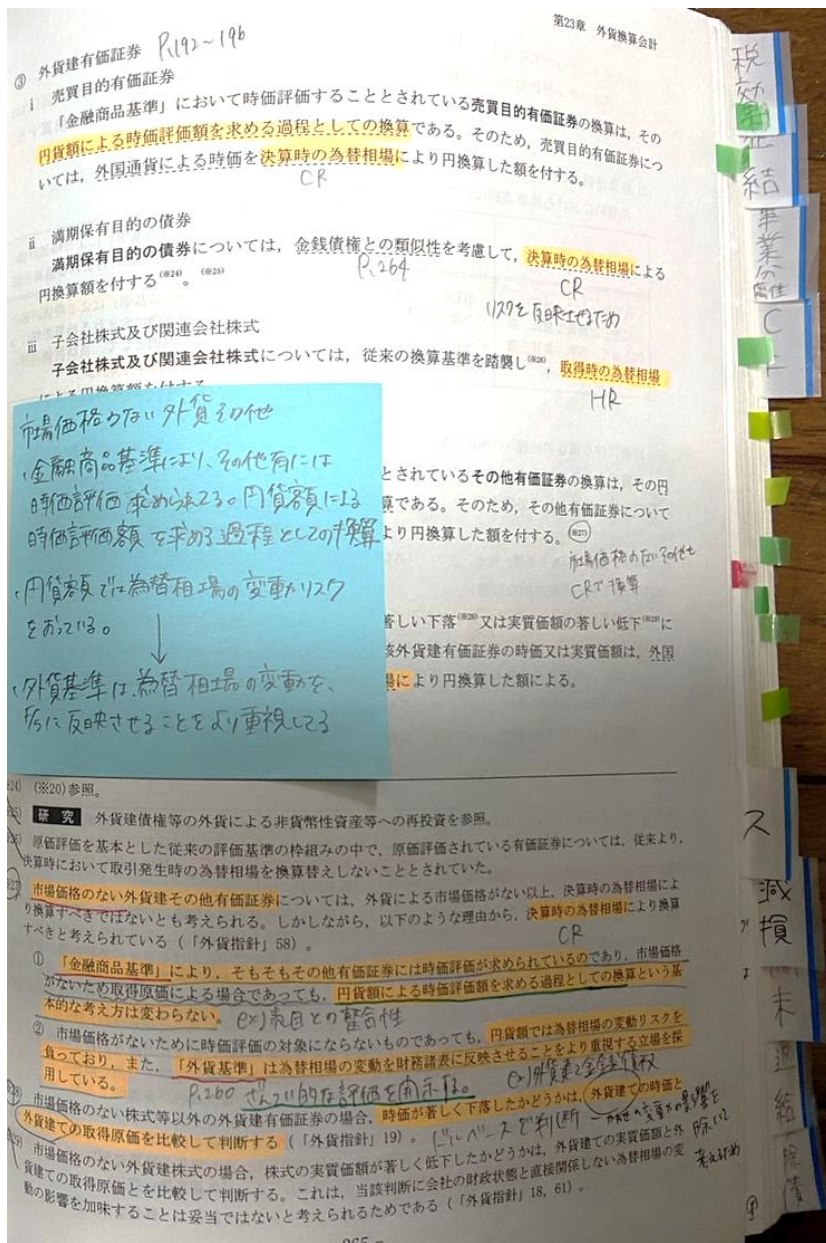
テキストに貼ってあるシール・・・12 月短答期の答練や 5 月短答期の答練ごとに
分けて貼っていました。また、不正のテキストページに書かれている細々したメ
モは答練で得た知識を付け加えています。

4 氏田さん(大4 初年度 58)

1/23 Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム 13-15 時

財理

写真のように論文では要点を自分でまとめて理解に努めていました。この要点をもとに、まずは単語が出てくる、次にまとめた要点がでてくる、、と段階を踏んで文章を暗記していました。



青色マーカー・・・
授業で、暗記するべきと指示があった箇所

黄色マーカー…
授業で、重要で
あるためマーカ
ーを引く指示が
あった箇所

ピンクマーカ
ー・・・短答答練、
問題集で出た箇
所

租税法

とにかくミスや暗記漏れ、忘れをなくす為、理論も含めミスしたら随時付箋に書き込み一元化していました。また、よく見る場所には付箋を貼って短時間で確認できるようにしていました。さらに、各章の表紙に手順やミスのポイント等も要約して、それを見るだけで解き方がわかるようにしていました。

マーカー…三田先生の講義の三色で分けていました。

第 14 章

相手がいくら得たか?

寄 附 金

当期に
支払った額は
損金不算入!

【寄附金の出題実績】

	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	重要性
寄附金		○	●	●			◎			○	A

(○ : 計算 ● : 理論 ◎ : 計算及び理論)

※ 重要性は、過去10回の本試験における出題頻度を基に付されている。

A : 3 回以上出題
B : 1 ~ 2 回出題
C : 出題なし

し まふ 7"と" 4 資本金等から計算!

$\frac{25}{100}$

特

(創設資本) = $\frac{25}{100} \times (\text{現金増収} + \text{現金の増収} (A \text{ 増収}))$

(創設資本) = $\frac{1}{2} \times (5) + (1)$

5 馬場さん(大 4 初年度 58) 1/27 Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム 11-13 時

マーカー・ペンの色の意味

オレンジ・・・強調 (いわゆる普通のマーカーの効果)

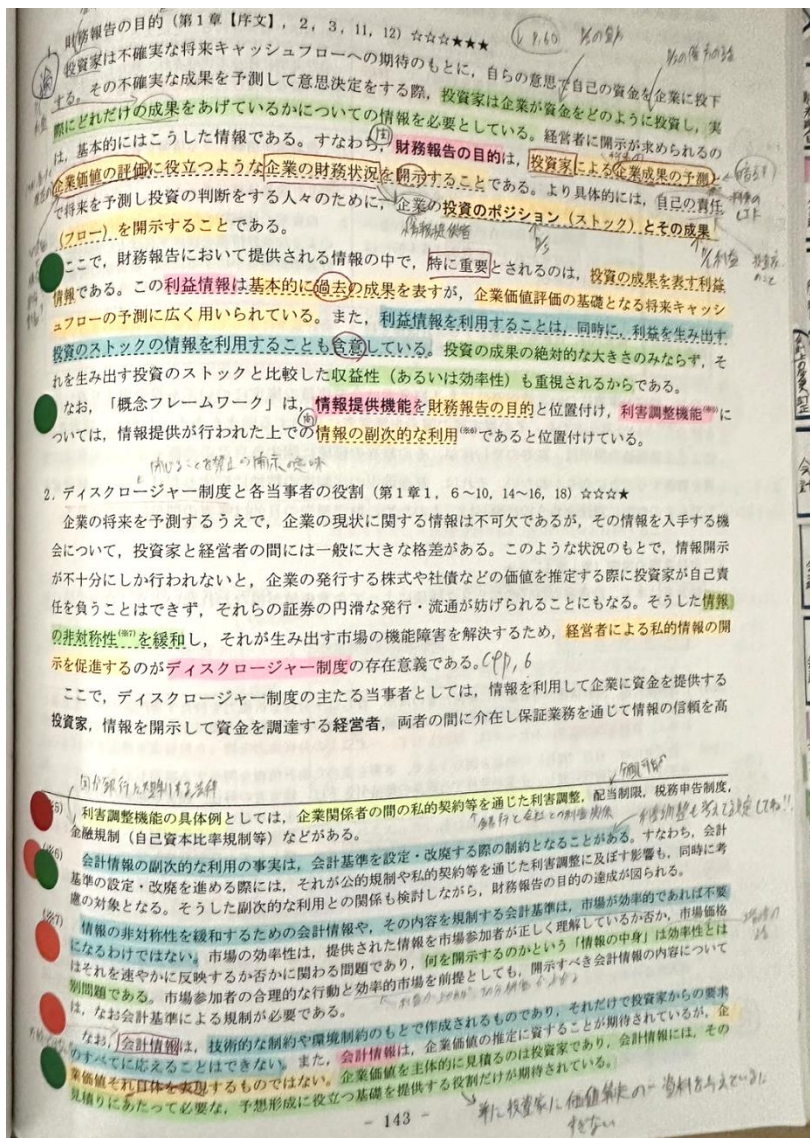
緑・・・趣旨

青・・・短答論点、細かい論点と感じたところ

ピンク・・・ビッグキーワード、

赤線・・・短答答練での出題箇所

青丸・・・論文答練での出題箇所



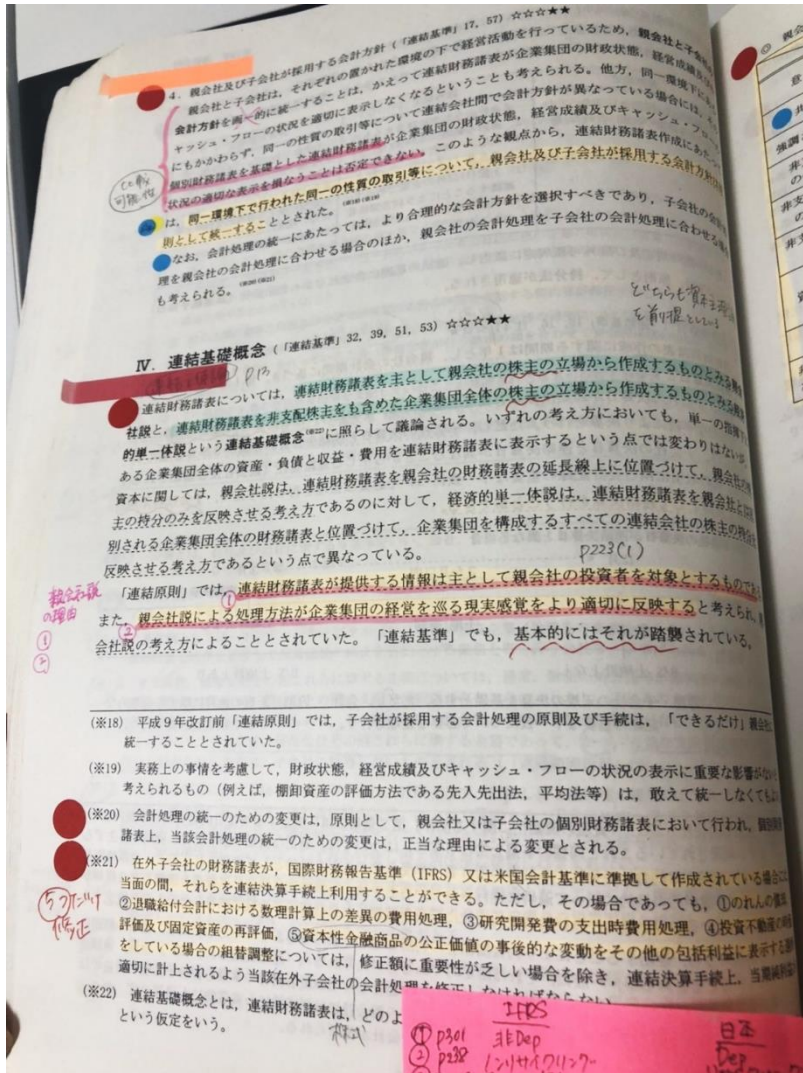
6 有村さん(卒 1 短答リスタート 58) 1/27 Q&A 登壇

マーカー・ペンの色の意味

黄色・・・授業中に弾いた箇所

緑・・・暗記箇所

ピンクのアンダーライン・・・論文で書きたいところ



7 野方さん(大 4 初年度 58)

1/27Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム 15-17 時

付箋

理論問題集で聞かれている部分を、付箋に書いてテキストに貼っていました。目的は、テキスト一元化です。問題集は文字の羅列で非常に覚えにくいですし、テキストを回転させることが大事です。ただし、問題集に載っている問題は大事な論点ですので、テキストを読む度に大事な論点を復習できるようにしていました。付箋だけを見ればアウトプットも可能です。

基準集の活用

財務理論の題名には基準集の番号が載っています。しかし、試験で配られる基準集には載っていないものもあります。そこで載っているものには該当の文章にチェックをいれることで暗記量を最低限にしました。目的は、テキストを読む際のメリハリをつけることです。

文章の暗記

採点基準を考えた場合、重要なところは点数が高く、修飾語には相対的に点数が低いはず。そのため、私はとりあえず、文章の幹から暗記を開始しました。

ex 監査要点は、立証すべき目標である。以上！！

まず幹を覚えてから、次に大事そうな修飾語をおさえていくようにしました。

テキストへの書き込み

書き込みは基本鉛筆で、書き込みの中でも重要なものだけペンで書くようにしていました。私の場合、メモは、口語体で書く方が読んだ際に頭に入りやすかったのでオススメです。（関西人ならコテコテの関西弁で書くとか！）

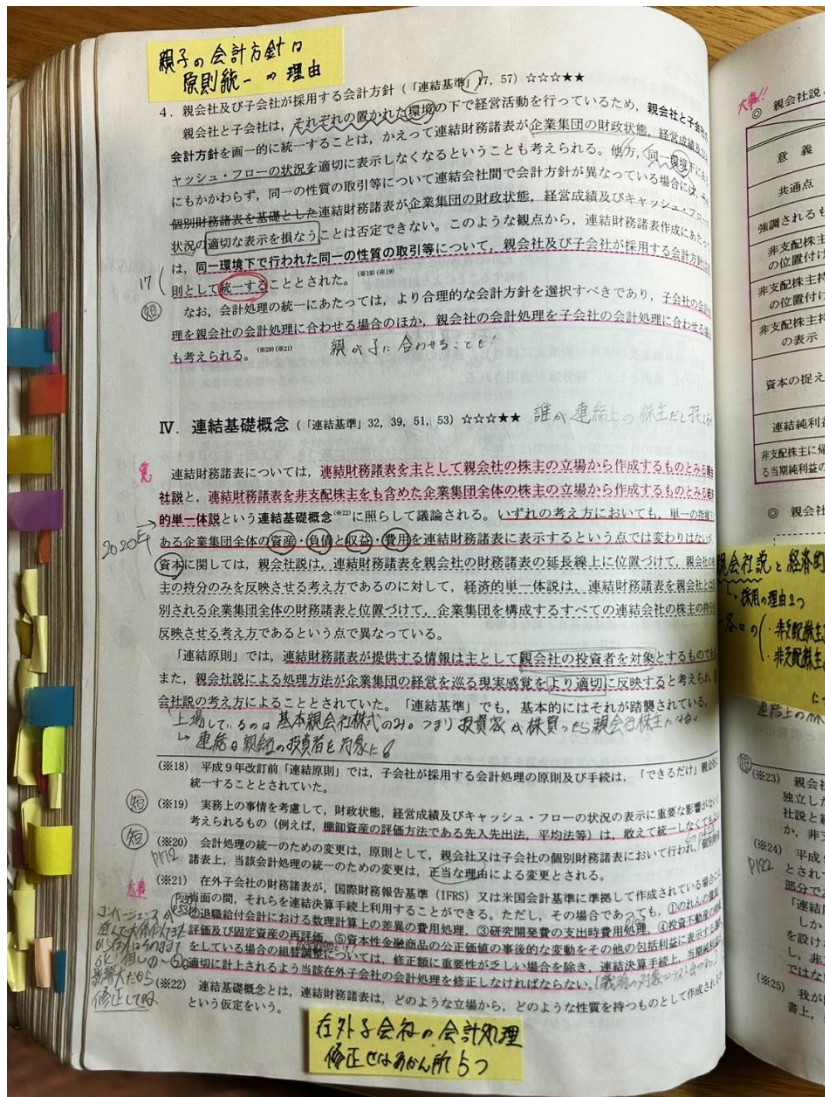
レジュメをテキストに一元化

常に一緒に確認したい重要なレジュメがある場合には、テキストに貼っていました。これも、目的はテキスト一元化です。別でファイルを用意するとわざわざ開かないといけないので見ない時も出てくると思います。テキストに貼らなくてもいいと思いますが、テキストを開いた際に必ずそこにレジュメがある状態がベストだと思います。

マーカー・ペンの色の意味

授業中先生がマーカーをひくように仰った部分は全て色鉛筆で印を付けています。その後問題集や答練の中で間違えた部分をペンで塗っています。1 回間違えたら下線、2 回間違えたらマーカーそれ以上は更に目立つようにしています。

目的は、テキスト一元化です。授業中に印を付ける時はテキストが新品だと思うので、色鉛筆でも目立ちます。(写真はピンク色の下線は色鉛筆です)そして直前期に近づくほど間違えたところを復習すべきなので間違えたところが目立つようなテキスト作りです。ただしめっちゃくちゃめっちゃくちゃ重要と言われた部分は最初からマーカーで塗っていますが薄めのマーカーを使用しています(連結基礎概念のところ)。間違えた箇所は付箋を貼る



8 小澤さん (大4 立川校 12→8月合格)

1/24 Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム 11-13 時

財務理論

ペン・マーカ―の意味

黄色・・・授業中のマーカ― ピンク・・・暗記必須 オレンジ・・・重要論点(最終的には覚える)

※21 IFRS 日本基準
P387 ① 非償却 償却
P333 ② リンクアップ リンクアップ
P404 ③ 条件付負債法 費用処理
P309 ④ 再評価モデル 原価モデル
⑤ リンクアップ リンクアップ
IFRSと日本基準の相違点

画一期統一
異なる文意に同じ処理
(「連結基準」17, 57) ☆☆☆★
た環境の下で経営活動を行っているため、親会社と子会社の
えって連結財務諸表が企業集団の財政状態、経営成績及びキ
なくなるということも考えられる。他方、同一環境下にある
ついて連結会社間で会計方針が異なっている場合には、その
が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの
きない。このような観点から、連結財務諸表作成にあたって
取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は原
より合理的な会計方針を選択すべきであり、子会社の会計処
理を親会社の会計処理に合わせる場合のほか、親会社の会計処理を子会社の会計処理に合わせる場合
も考えられる。(※20 (B21))
方針の統一は子で親でも
(of 決算は親に合わせること)

④ IV. 連結基礎概念 (「連結基準」32, 39, 51, 53) ☆☆☆★
① 非支配株主を含むか否か
② 基本的な立場で
取引されるのは親株
連結財務諸表については、連結財務諸表を主として親会社の株主の立場から作成するものとする親会社説と、連結財務諸表を非支配株主をも含めた企業集団全体の株主の立場から作成するものとする経済的単一体説という連結基礎概念^(※20)に照らして議論される。いずれの考え方においても、単一の指揮下に
ある企業集団全体の資産・負債と収益・費用を連結財務諸表に表示するという点では変わりはないが、
資本に関しては、親会社説は、連結財務諸表を親会社の財務諸表の延長線上に位置づけて、親会社の株
主の持分のみを反映させる考え方であるのに対して、経済的単一体説は、連結財務諸表を親会社とは区
別される企業集団全体の財務諸表と位置づけて、企業集団を構成するすべての連結会社の株主の持分を
反映させる考え方であるという点で異なっている。
「連結原則」では、連結財務諸表が提供する情報は主として親会社の投資者を対象とするものである
また、親会社説による処理方法が企業集団の経営を巡る現実感覚をより適切に反映すると考えられ、親
会社説の考え方によることとされていた。「連結基準」でも、基本的にはそれが踏襲されている。
基本的：親会社説の考え方
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿
(※18) 平成9年改訂前「連結原則」では、子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、「できるだけ」親会社に
統一することとされていた。
(※19) 実務上の事情を考慮して、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の表示に重要な影響がないと
考えられるもの(例えば、棚卸資産の評価方法である先入先出法、平均法等)は、敢えて統一しなくてもよい
(※20) 会計処理の統一のための変更は、原則として、親会社又は子会社の個別財務諸表において行われ、個別財務
諸表上、当該会計処理の統一のための変更は、正当な理由による変更とされる。
(※21) 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、
当面の間、それらを連結決算手続上利用することができる。ただし、その場合であっても、①のれんの償却、
②退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、③研究開発費の支出時費用処理、④投資不動産の時価
評価及び固定資産の再評価、⑤資本性金融商品の公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示する選択
をしている場合の損益調整については、修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が
適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならない。①は②と同一
(※22) 連結基礎概念とは、連結財務諸表は、どのような立場から、どのような性質を持つものとして作成されるか
という仮定をいう。
① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

監査論

マーカーの意味

黄色・・・授業中のマーカー オレンジ・・・重要論点(最終的には暗記)

青・・・表題

第4章 個別論点

(2) 継続企業の前提に関する責任の区別

継続企業の前提に関する開示及び監査上の対応は、**二重責任の原則**に裏付けられたものとされる。

経営者は、財務諸表の作成に当たって継続企業の前提に基づくことが適切であるかどうかを評価し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合には、財務諸表上、継続企業の前提に関する事項を適切に開示しなければならない。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合においても、監査人の責任は、企業の事業継続能力そのものを認定し、企業の存続を保証することにはなく、財務諸表の適正性に関する意見表明による保証の枠組みの中で対応することにある。

(3) 継続企業の前提に関する経営者の責任

経営者は、財務諸表の作成に当たり、継続企業の前提に基づくことが適切であるかどうかを評価しなければならない。この評価は、**合理的な期間**⁽¹⁾にわたり企業が事業活動を継続できるかどうかについて、入手可能な全ての情報に基づいて行われる⁽²⁾。

経営者は、継続企業の前提に関する評価の結果、期末日において⁽³⁾、単独で又は複合して継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、継続企業の前提に関する事項⁽⁴⁾を財務諸表に**注記**しなければならない。

なお、期末日後において、当該事象又は状況が解消し、又は改善したため、当該重要な不確実性が認められなくなったときには継続企業の前提に関する注記を行う必要はない⁽⁴⁾。

*1) 「合理的な期間」として、我が国においては、財務諸表の表示に関する規則に従って、**少なくとも**

期末日の翌日から**1年間**評価することになる。

*2) 検討の程度は、企業を取り巻く経済環境やその企業の財政状態等によって影響を受けることとなる。例えば、企業が利益基調であり、資金調達が容易に行い得る状況にある場合には、詳細な検討を行うことなく、合理的な期間にわたって事業活動を継続できると容易に結論付けることができるが、そのような状況にない場合には、将来における収益性や債務の返済予定に対する資金調達の実行可能性など、継続企業としての諸要因の検討が必要になる。

*3) 継続企業の前提に関する事項としては、次に掲げる事項が**注記される**(財務諸表等規則8条の27)。

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための**対応策**
- ③ 当該重要な不確実性が認められる**旨**及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

*4) ただし、この場合には、当該事象又は状況を解消し、又は改善するために実施した対応策が**重要な後発事象**として注記対象となることも考えられるため、留意する必要がある。

↓
G.C.の注記したインパクト
↓
注記をG.C.→後発事象と
しなくてはならない。

4-2-2

- 176 -

企業法 問題集の解答分析

黄色…問題提起 緑色…趣旨 ピンク…論証例 オレンジペン…事例分析

【解答例】

<問1>

1. 株主は代理人によって議決権を行使できる（310 条 1 項前段）。これは、自ら株主総会に出席できない株主の議決権行使の機会を保障する趣旨の強行法規であるから、定款によって議決権の代理行使を禁止することはできない。ただ、甲会社は、議決権行使の代理人資格を当該会社の株主に限定する旨の定款規定を置いている。そこで、この代理人資格を当該会社の株主に限定する定款規定が有効かが問題となる。

この点、上記の趣旨から、310 条 1 項は代理人資格を制限すべき合理的理由がある場合に、定款によって相当程度の制限を課すことまで禁止する規定とはいえない。そして、当該定款規定は、総会屋等による株主総会の攪乱を防止する趣旨に基づくものであり、合理的理由がある。また、株主総会の構成員ではない者の代理人資格を否定するだけであり、相当程度の制限といえる。したがって、当該定款規定は有効であると解する。ただし、総会屋等による株主総会の攪乱のおそれがない場合は、当該定款規定の趣旨が妥当しないから、そのおそれがなく一定の合理的理由がある場合は、当該定款規定の適用が排除されると解する。

本問では、A 県の総務部長は、株主である A 県の知事の指示により出席した同県の職員であり、株主総会を攪乱させるおそれはないし、また、これを認めないと法人株主の議決権行使が困難になる。よって、本問の場合は、例外的に、甲会社の当該定款規定の適用が排除されると考える。

2. このように、本問の場合は、当該定款規定の適用が排除されるから、株主ではない A 県の総務部長が株主総会に出席し、株主である A 県の代理人として議決権を行使しても、株主総会の決議方法に定款に違反する点はない。よって、当該株主総会決議は有効である。

<問2>

株主総会の決議取消事由がある場合でも、裁判所が裁量棄却することができる場合は、決議取消事由が招集手続または決議方法の法令・定款違反である場合で、その違反事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないと認められる場合である（831 条 2 項）。

裁量棄却制度が認められたのは、招集手続または決議方法の法令・定款違反は軽微な瑕疵であることが多く、さらに上記の要件に該当する場合は、再度決議をやり直しても同じ結果となることが予想されるからである。

原則
(趣旨)

問題提起

自説の結論・理由

おはめ

結論

新

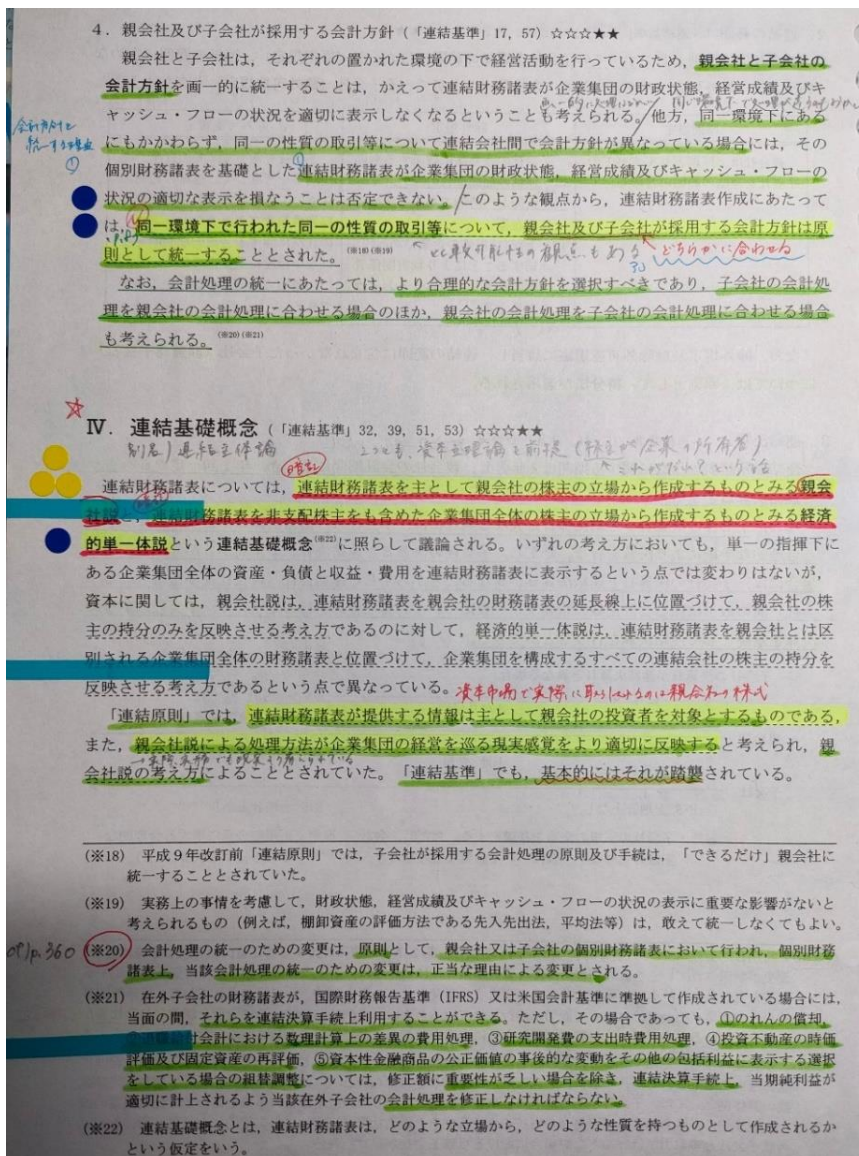
趣旨

3 清水さん (大3 新宿校他 1 2→8月合格)

1/24 Q&A・2/4(土)zoom 質問ルーム対応 ※町田校などでチューター従事

マーカーの色の意味

太い赤マーカー…暗記すべき単語・趣旨、ピンクマーカー…題名、原則、大事な単語
黄色マーカー…原則を補足するような説明・講義の中でマーカーの指示があった部分
緑マーカー…趣旨、論文問題集の一元化(財理のみ)
赤ペン…講義の中で講師からメモするようにと指示があったもの



緑ペン…短答理
論問題集の一元
化(監査、財理、
企業)

青ペン…短答答
練の一元化(監
査、財理、企
業) 答練で出題
されてテキスト
には記載がない
もの

オレンジペン…
監査の講義中に
指摘された箇所

シャーペン 自
分が授業中にメ
モしたもの
財理の場合 青
シール… 短答答
練で出たところ
黄シール… 論文
答練で出たところ

企業法 実際の問題用紙・答案構成

権のない取締役相談役に就任し、Bは、他の取締役と相談
し、自らを代表取締役として定めることとした。その後、B
銀行から甲会社の当座の運転資金として200万円を借入れ
（事件契約」という。）を締結した。なお、甲会社の取締役会規
程は取締役会の決議を要する旨の定めがある。
効果が甲会社に帰属するかについて論じなさい。

349.4% 96% 1-1 90% 4.2 ok.

ルを原因としてCを逆恨みしており、Cを甲会社から排除
月に、株主BのCに対する信頼の喪失を理由としてCを取
後任取締役として選任することを会議の目的とする株主
の議案もBの賛成により可決された。100%

に対し会社法上どのような請求を行うことができるかにつ
は、取締役の退職慰労金を令和元年以前に廃止している。

定額ok
自ら代表取締役
代表取締役
銀行借り
金庫は野村
金庫ok
ok.

【MEMO】